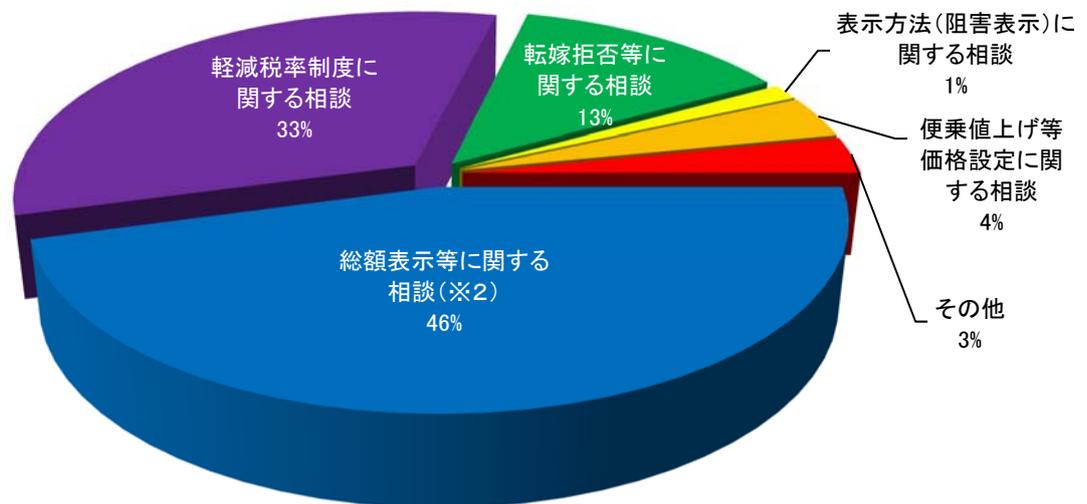


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 12 月(12/1～12/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

12 月の相談件数：電話 196 件、メール 25 件
【相談内容（全 221 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 平成 31 年(2019 年)10 月 1 日の消費税率引上げ後に価格を表示する場合、総額表示をしなければいけませんか。

A. 課税事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には税込価格の総額表示が義務付けられていますが、総額表示義務の特例として、平成 25 年(2013 年)10 月 1 日から平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税抜価格の表示をすることができます。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者の方も、できるだけ速やかに、税込み価格を表示するよう努めなければなりませんとされています。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 11%、消費税一般に関する相談が 89%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 売手の資本金の額等が3億円を超える場合は、消費税転嫁対策特別措置法の適用はないのでしょうか。

A. 売手の資本金の額等が3億円を超える場合であっても、買手が大規模小売業者に該当し、当該買手に継続して商品又は役務を供給している場合には、売手は資本金等にかかわらず特定供給事業者
に該当し、消費税転嫁対策特別措置法が適用されることとなります。

なお、大規模小売事業者とは一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上である者又は一定以上の店舗面積の店舗を有する者をいいます。

Q. 事業者(買手)です。平成31年(2019年)10月1日の消費税率10%引上げに際し、対価を据え置いてもらう事は転嫁拒否になりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったたき」として問題になります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 飲食店において、顧客に対し、店内で飲食するものとの確認をした上で提供し、一度テーブルに置かれた料理を持ち帰りとした場合の適用税率の判定について、教えてください。

A. 軽減税率の対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

また、軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で行うことから、「食事の提供」と「持ち帰り」販売の両方を行っている飲食店においては、その飲食料品を提供する時点で、「店内飲食」(標準税率)か「持ち帰り販売」(軽減税率)かを、例えば、顧客に意思確認を行っていただくなどにより判定することになります。

したがって、ご質問のような、顧客への意思確認を行い店内で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、持ち帰ることとしても、持ち帰り販売に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610